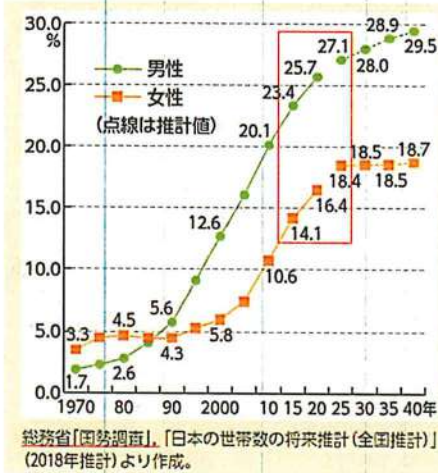
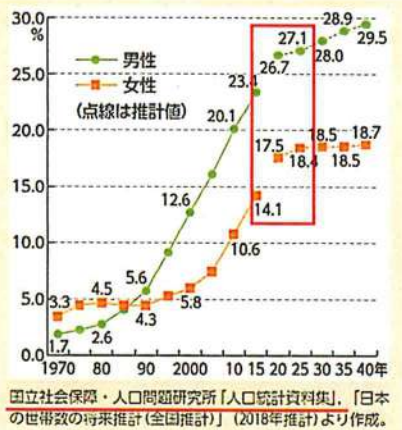


番号 訂正箇所
ページ 行

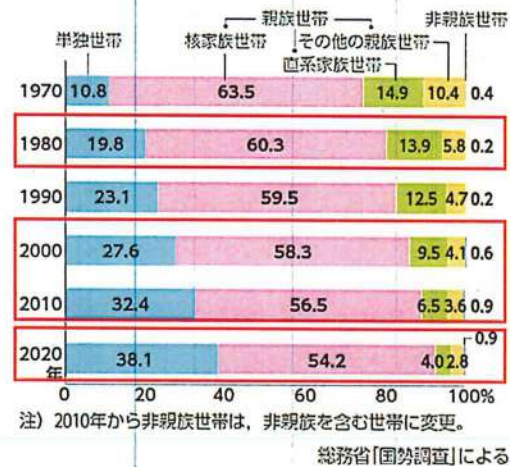
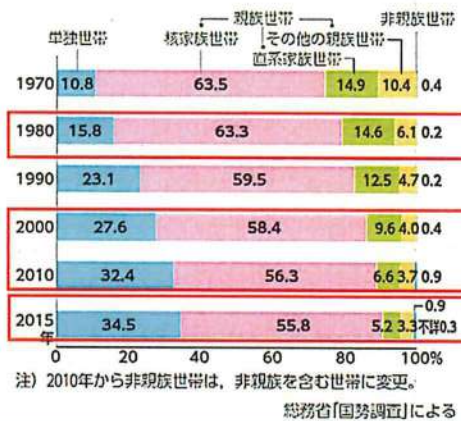
原文

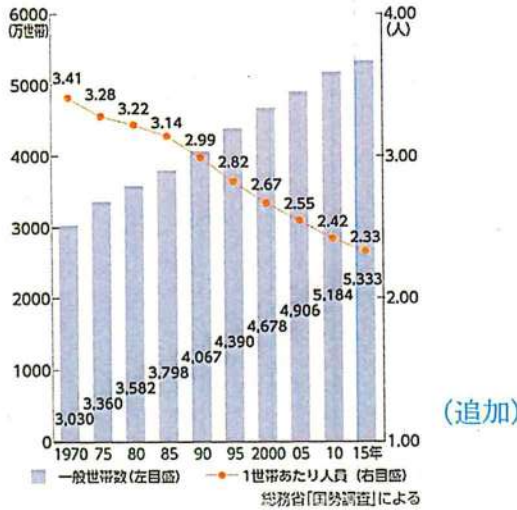
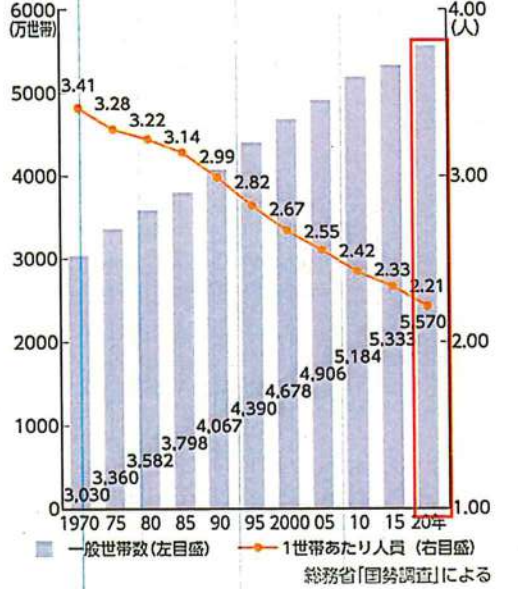
訂正文

25 資料 12



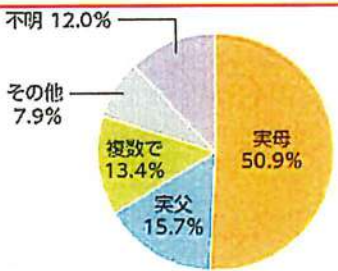
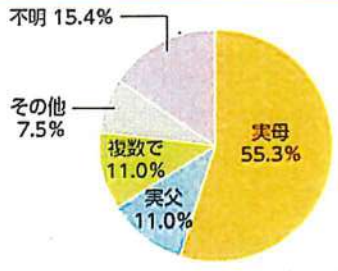
26 資料 13

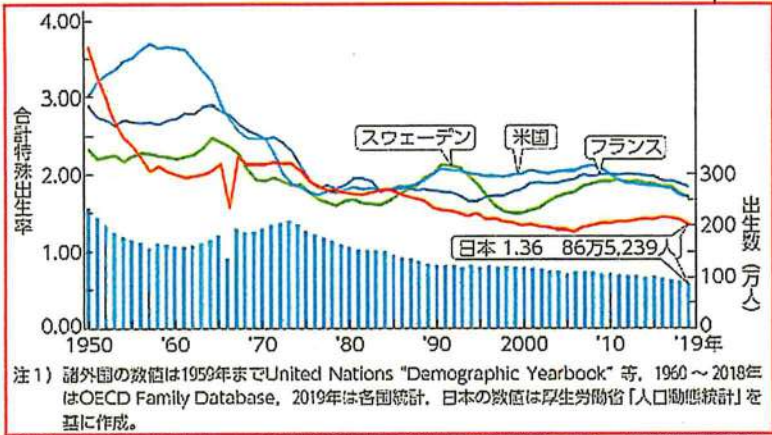
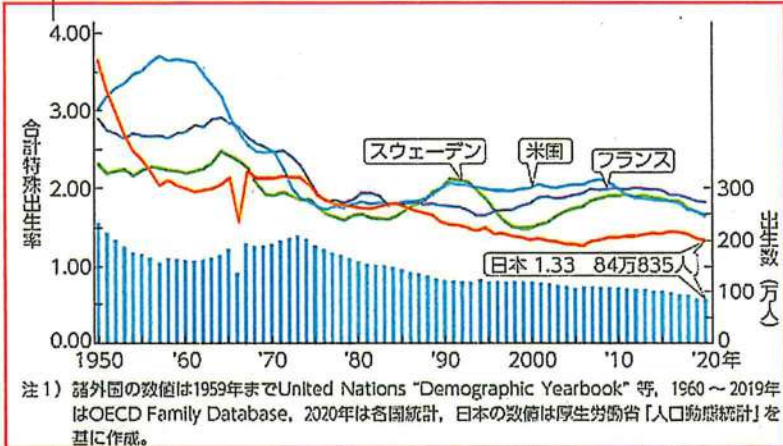


番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
3	26	14 行目	2015年では <u>2.33</u> 人と減少する	2020年では <u>2.21</u> 人と減少する
4	26	資料 14	 <p>(追加)</p>	

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文																															
	ページ	行																																	
5	29	5行目	<p><u>再婚禁止期間の短縮</u>^①については、</p>	<p><u>再婚禁止期間</u>^①の短縮については、</p>																															
	29	側注④	<p>④再婚禁止期間の短縮 (削除)</p>	<p>④再婚禁止期間</p>																															
6	29	側注④	<p>確にならないように、女性にのみ設けられている。 <u>2015年12月、最高裁は100日を超える再婚禁止期間規定は違憲と判断した。これを受けて2016年6月に民法が改正され、6カ月から100日間に短縮された。</u></p>	<p>確にな らないように、女性にのみ設けられていたが、<u>100日を超える再婚禁止期間は違憲との最高裁判決（2015年）を受け、2016年の民法改正で100日に短縮された。さらに2022年には、再婚禁止期間を廃止する改正民法が成立した。</u></p>																															
	29	資料 18	<table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>改正年</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>婚内子・婚外子の相続分</td> <td>2013年</td> <td>婚外子は婚内子の$\frac{1}{2}$</td> <td>同等^②</td> </tr> <tr> <td>再婚禁止期間</td> <td>2016年</td> <td>女性のみ6カ月</td> <td>女性のみ100日間</td> </tr> <tr> <td>婚姻最低年齢</td> <td>2018年</td> <td>男満18歳、女満16歳</td> <td>男女とも満18歳^{**}</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 施行は2022年4月</p>	内容	改正年	改正前	改正後	婚内子・婚外子の相続分	2013年	婚外子は婚内子の $\frac{1}{2}$	同等 ^②	再婚禁止期間	2016年	女性のみ6カ月	女性のみ100日間	婚姻最低年齢	2018年	男満18歳、女満16歳	男女とも満18歳 ^{**}	<table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>改正年</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>婚内子・婚外子の相続分</td> <td>2013年</td> <td>婚外子は婚内子の$\frac{1}{2}$</td> <td>同等^②</td> </tr> <tr> <td>再婚禁止期間</td> <td>2022年</td> <td>女性のみ100日</td> <td>廃止[*]</td> </tr> <tr> <td>婚姻最低年齢</td> <td>2018年</td> <td>男満18歳、女満16歳</td> <td>男女とも満18歳^{**}</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 2024年夏までに施行 ** 2022年4月に施行</p>	内容	改正年	改正前	改正後	婚内子・婚外子の相続分	2013年	婚外子は婚内子の $\frac{1}{2}$	同等 ^②	再婚禁止期間	2022年	女性のみ100日	廃止 [*]	婚姻最低年齢	2018年	男満18歳、女満16歳
内容	改正年	改正前	改正後																																
婚内子・婚外子の相続分	2013年	婚外子は婚内子の $\frac{1}{2}$	同等 ^②																																
再婚禁止期間	2016年	女性のみ6カ月	女性のみ100日間																																
婚姻最低年齢	2018年	男満18歳、女満16歳	男女とも満18歳 ^{**}																																
内容	改正年	改正前	改正後																																
婚内子・婚外子の相続分	2013年	婚外子は婚内子の $\frac{1}{2}$	同等 ^②																																
再婚禁止期間	2022年	女性のみ100日	廃止 [*]																																
婚姻最低年齢	2018年	男満18歳、女満16歳	男女とも満18歳 ^{**}																																

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
8	52	資料 34	<p>窒息 36.8 交通事故 35.1 溺死 14.0 5.3 5.3 転倒・転落・墜落 3.5 火災などの事故 5.3 その他 5.3</p> <p>注) 子どもは1～4歳。総数57人。 厚生労働省「人口動態統計(2020年)」による</p>	<p>溺死 26.0 交通事故 24.0 窒息 22.0 18.0 10.0 転倒・転落・墜落 18.0 その他 10.0</p> <p>注) 子どもは1～4歳。総数50人。 厚生労働省「人口動態統計(2021年)」による</p>
9	57	資料 42	<p>1990 1,101 '95 2,722 2000 17,725 '05 34,472 '10 56,384 '15 103,286 '19 193,780</p> <p>注) 2010年の相談対応件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。 厚生労働省「福祉行政報告例」による</p>	<p>1990 1,101 '95 2,722 2000 17,725 '05 34,472 '10 56,384 '15 103,286 '20 205,044</p> <p>注) 2010年の相談対応件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。 厚生労働省「福祉行政報告例」による</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
10	57	資料 43	 <p>注) 2017年4月から2020年3月までの3年間に起きた児童虐待による死亡人数216人の加害者の内訳。216人の内訳は、心中以外163人、心中(親は未遂、子は死亡を含む) 53人。 厚生労働省「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」(第15～17次報告)による</p>	 <p>注) 2018年4月から2021年3月までの3年間に起きた児童虐待による死亡人数228人の加害者の内訳。228人の内訳は、心中以外160人、心中(親は未遂、子は死亡を含む) 68人。 厚生労働省「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」(第16～18次報告)による</p>
11	60	側注 1	<p>① <u>2020年の出生数は、84万835人</u>である。</p>	<p>① <u>2021年の出生数は、81万1,622人</u>である。</p>
12	60	8～9行	<p>統計開始以来、初めて 100万人を割った <u>資料44</u>。2019年の 合計特殊出生率は<u>1.36</u>である。また、核家族化が進み、子育て中の親の</p>	<p>統計開始以来、初めて 100万人を割った <u>資料44</u>。2021年の 合計特殊出生率は<u>1.30</u>である。また、核家族化が進み、子育て中の親の</p>

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
(3)	60	資料 44	 <p>注1) 諸外国の数値は1959年までUnited Nations "Demographic Yearbook" 等, 1960～2018年はOECD Family Database, 2019年は各国統計, 日本の数値は厚生労働省「人口動態統計」を基に作成。</p> <p>注2) 合計特殊出生率とは, 1人の女性が生涯に生む子供の数の平均値である。人口維持には2.07以上が必要とされる。</p> <p>内閣府「少子化社会対策白書」より作成</p>	 <p>注1) 諸外国の数値は1959年までUnited Nations "Demographic Yearbook" 等, 1960～2019年はOECD Family Database, 2020年は各国統計, 日本の数値は厚生労働省「人口動態統計」を基に作成。</p> <p>注2) 合計特殊出生率とは, 1人の女性が生涯に生む子供の数の平均値である。人口維持には2.07以上が必要とされる。</p> <p>内閣府「少子化社会対策白書」より作成</p>

番号
14

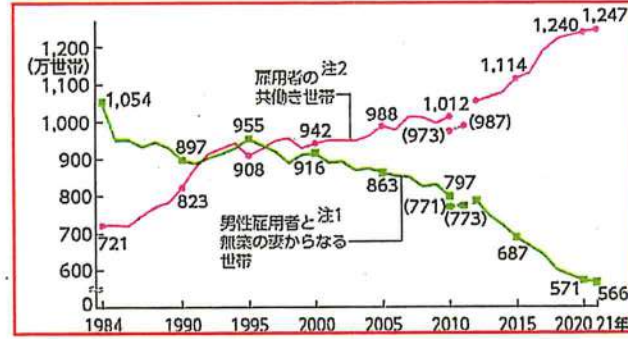
訂正箇所
ページ 62 行 資料 47

原 文





注1) 夫が非農林業雇用者で、妻が非就職者(2017年までは非労働力人口および完全失業者、2018年以降は非労働力人口および失業者)の世帯
 注2) 夫婦共に非農林業雇用者の世帯
 注3) 2010年および2011年の()内の実数は、岩手・宮城・福島県を除く全国の結果
 2001年までは総務省「労働力調査特別調査」、2002年以降は「労働力調査」による

訂 正 文



注1) 夫が非農林業雇用者で、妻が非就職者(2017年までは非労働力人口および完全失業者、2018年以降は非労働力人口および失業者)の世帯
 注2) 夫婦共に非農林業雇用者の世帯
 注3) 2010年および2011年の()内の実数は、岩手・宮城・福島県を除く全国の結果
 2001年までは総務省「労働力調査特別調査」、2002年以降は「労働力調査」による

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	
	ページ	行			
15	69	3~5行	日本の 平均寿命 は、男性 <u>81.64</u> 歳、女性 <u>87.74</u> 歳（ <u>2020</u> 年）と、世界でも有数の長寿国である。日本の 高齢化率 は <u>28.8</u> %、75歳以上の割合は14.9%である（ <u>2020</u> 年）。	日本の 平均寿命 は、男性 <u>81.47</u> 歳、女性 <u>87.57</u> 歳（ <u>2021</u> 年）と、世界でも有数の長寿国である。日本の 高齢化率 は <u>28.9</u> %、75歳以上の割合は14.9%である（ <u>2021</u> 年）。	
16	69	資料 5	 <p>注) 2016年。平均寿命は厚生労働省「簡易生命表」、健康寿命は「第11回健康日本21(第二次)推進専門委員会資料」による。厚生労働省「高齢社会白書(平成30年版)」による</p>	 <p>注) 2019年。平均寿命は厚生労働省「簡易生命表」、健康寿命は「第16回健康日本21(第二次)推進専門委員会資料」による。厚生労働省「高齢社会白書(令和4年版)」による</p>	

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
17	77	車椅子の種類	<p>【自走用】</p>	<p>【自走用】</p>

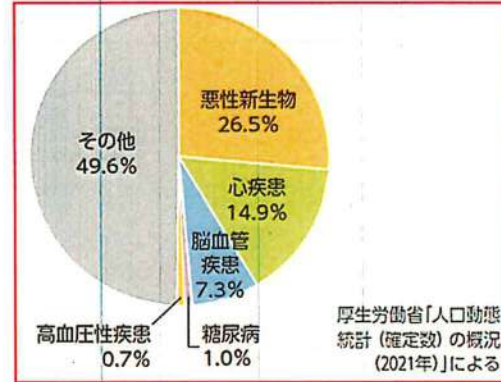
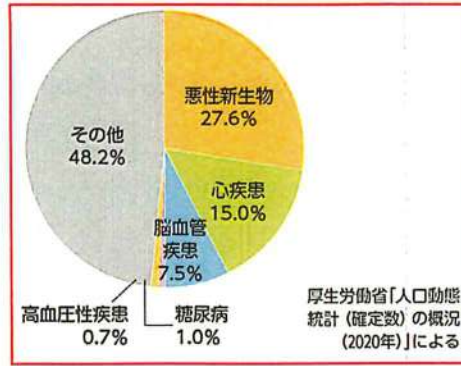
番号
ページ
行

原 文

訂 正 文

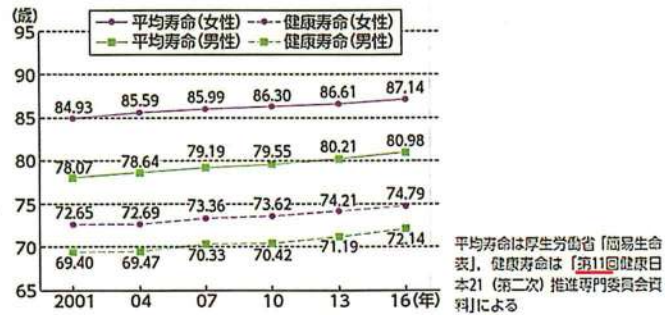
18

95 資料 6

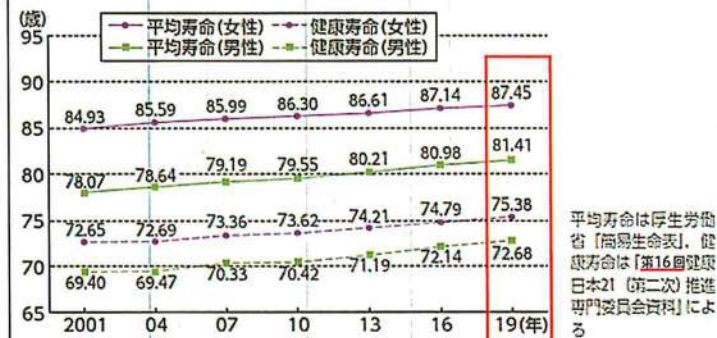


19

95 資料 7



(追加)





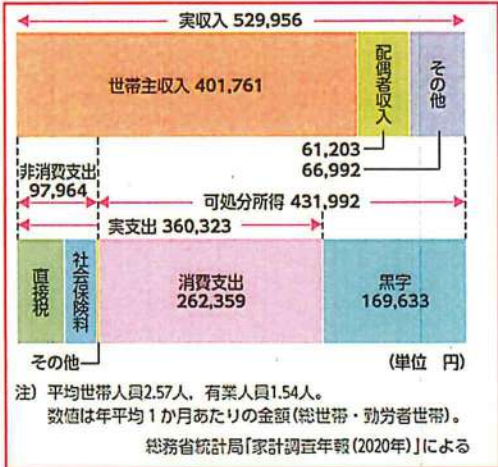
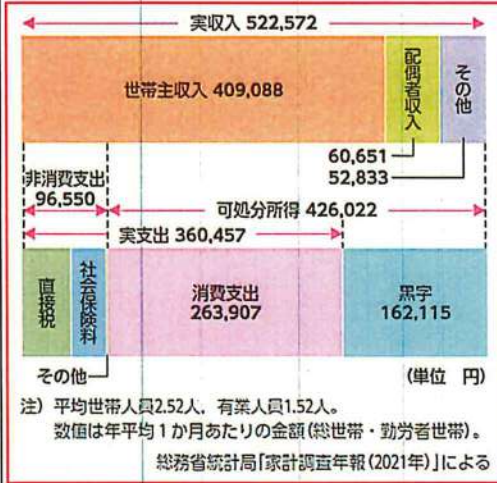
番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文																											
	ページ	行																													
20	109	側注②	<table border="1"> <thead> <tr> <th>原材料別ケース</th> <th>表示例</th> <th>義務・任意</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原材料が遺伝子組換え農産物の場合</td> <td>「遺伝子組換え」など</td> <td>義務*</td> </tr> <tr> <td>遺伝子組換え農産物とそうでない農産物を分別していない場合</td> <td>「遺伝子組換え不分別」など</td> <td>義務*</td> </tr> <tr> <td>原材料が遺伝子組換え農産物でない場合</td> <td>「遺伝子組換えでない」など</td> <td>任意</td> </tr> </tbody> </table>	原材料別ケース	表示例	義務・任意	原材料が遺伝子組換え農産物の場合	「遺伝子組換え」など	義務*	遺伝子組換え農産物とそうでない農産物を分別していない場合	「遺伝子組換え不分別」など	義務*	原材料が遺伝子組換え農産物でない場合	「遺伝子組換えでない」など	任意	<table border="1"> <thead> <tr> <th>原材料別ケース</th> <th>表示例</th> <th>義務・任意</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原材料が遺伝子組換え農産物の場合</td> <td>「遺伝子組換え」など</td> <td>義務*</td> </tr> <tr> <td>原材料（遺伝子組換え農産物とそうでない農産物）を分別していない場合</td> <td>「遺伝子組換え不分別」など</td> <td>義務*</td> </tr> <tr> <td>原材料を分別するが、混入は5%以下の場合</td> <td>「分別生産流通管理済み」など</td> <td>任意**</td> </tr> <tr> <td>原材料が分別され、遺伝子組換えの混入がない場合</td> <td>「遺伝子組換えでない」など</td> <td>任意</td> </tr> </tbody> </table> <p>*重量順に上位3品目かつ、重量に占める割合が5%以上のもので、組換えDNA等が残存するもの。 **大豆・とうもろこしに限る。</p>	原材料別ケース	表示例	義務・任意	原材料が遺伝子組換え農産物の場合	「遺伝子組換え」など	義務*	原材料（遺伝子組換え農産物とそうでない農産物）を分別していない場合	「遺伝子組換え不分別」など	義務*	原材料を分別するが、混入は5%以下の場合	「分別生産流通管理済み」など	任意**	原材料が分別され、遺伝子組換えの混入がない場合	「遺伝子組換えでない」など	任意
原材料別ケース	表示例	義務・任意																													
原材料が遺伝子組換え農産物の場合	「遺伝子組換え」など	義務*																													
遺伝子組換え農産物とそうでない農産物を分別していない場合	「遺伝子組換え不分別」など	義務*																													
原材料が遺伝子組換え農産物でない場合	「遺伝子組換えでない」など	任意																													
原材料別ケース	表示例	義務・任意																													
原材料が遺伝子組換え農産物の場合	「遺伝子組換え」など	義務*																													
原材料（遺伝子組換え農産物とそうでない農産物）を分別していない場合	「遺伝子組換え不分別」など	義務*																													
原材料を分別するが、混入は5%以下の場合	「分別生産流通管理済み」など	任意**																													
原材料が分別され、遺伝子組換えの混入がない場合	「遺伝子組換えでない」など	任意																													

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
21	138	Start Activit y	<div data-bbox="392 239 555 459" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> 6 15 36 55 68 80 61 97 (2020年度) </div>	<div data-bbox="1099 239 1249 448" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> 7 17 38 57 67 79 63 98 (2021年度) </div>
	138	Start Activit y 答	<div data-bbox="392 539 972 619" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> 9㉙ ㉚ 51 ㉜ 89 ㉞ 19 ㉟ 08 ㊱ 55 ㊲ ㊳ ㉞ 97 ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ </div>	<div data-bbox="1099 539 1626 608" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> 8㉙ ㉚ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ </div>
	138	資料 65	<div data-bbox="416 831 934 1220" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>注) 日本は2020年, 他は2018年の数値。 農林水産省「食料需給表」による</p> </div>	<div data-bbox="1144 831 1641 1201" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>注) 日本は2021年度, 他は2019年の数値。 農林水産省「食料需給表」による</p> </div>

番号	訂正箇所		原文	訂正文																					
	ページ	行																							
23	143	左上	<p>日本に遺伝子組換え食品が輸入されたのは1996年。その後、大量に輸入されているにもかかわらず、「遺伝子組換え」と表示 (p.109参照) した食品を見かけることがほとんどない。<u>絞って油にしたものや、5%以下の混入には表示が免除されているからだ。</u></p> <p>EUでは0.9%以上混入した場合は表示義務があり、日本の「<u>不分別</u>」に当たる分類はなく、<u>厳しい表示制度となっている。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>許容される混入率</th> <th>DNAやたんぱく質が検出できないもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>5%以下</td> <td>表示の対象外</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>3%以下</td> <td>表示の対象外</td> </tr> <tr> <td>オーストラリア／ニュージーランド</td> <td>1%以下</td> <td>表示の対象外</td> </tr> <tr> <td>EU</td> <td>0.9%以下</td> <td>表示対象</td> </tr> </tbody> </table> <p>日本でも2023年より食品表示基準が改正され、「<u>遺伝子組換えでない</u>」と表示できるのは「<u>不検出</u>」の場合のみと、<u>厳格化される予定だ。</u></p>		許容される混入率	DNAやたんぱく質が検出できないもの	日本	5%以下	表示の対象外	韓国	3%以下	表示の対象外	オーストラリア／ニュージーランド	1%以下	表示の対象外	EU	0.9%以下	表示対象	<p>日本に遺伝子組換え食品が輸入されたのは1996年。その後、<u>大豆やとうもろこしは大量に輸入されているにもかかわらず、「遺伝子組換え」と表示した食品を見かけることがほとんどない。油など、組換えDNAやこれにより生じたたんぱく質が検出できないものなどが表示対象外であるほか、意図しない混入率が5%以下の場合には表示義務が免除され、「遺伝子組換えでない」との表示が可能だったからだ。</u></p> <p><u>下表のように「遺伝子組換えでない」と表示するには、混入率について厳しい基準がある国もある。</u></p> <p>日本でも2023年より食品表示基準が改正され、「<u>遺伝子組換えでない</u>」と表示できるのは混入が「<u>不検出</u>」の場合のみと、<u>厳格化された (p.109参照)。</u></p> <p><u>「遺伝子組換えでない」表示が認められる混入率</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日本</th> <th>韓国</th> <th>フランス、ドイツ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5%以下 →不検出</td> <td>0%</td> <td>0.1%未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 海外の資料は、消費者庁「<u>遺伝子組換え表示制度をめぐる情勢</u>」(平成30年)による</p>	日本	韓国	フランス、ドイツ	5%以下 →不検出	0%	0.1%未満
	許容される混入率	DNAやたんぱく質が検出できないもの																							
日本	5%以下	表示の対象外																							
韓国	3%以下	表示の対象外																							
オーストラリア／ニュージーランド	1%以下	表示の対象外																							
EU	0.9%以下	表示対象																							
日本	韓国	フランス、ドイツ																							
5%以下 →不検出	0%	0.1%未満																							

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	
	ページ	行			
24	158	15行	助剤としてアルカリ剤や水軟化剤、 ^{なん か ざい} 再汚染防止剤、	助剤としてアルカリ剤や水軟化剤、 ^{なん か ざい} 再付着防止剤、	
25	159	Activity	<u>再汚染防止作用</u>	<u>再付着防止作用</u>	

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
26	190	資料 28	<p>転倒・転落・墜落 溺死・溺水 煙、火、火災 4.1 0～4歳 6.8 13.7 71.2 4.1 不慮の窒息 有害物質による中毒など その他 5～64 18.2 21.5 21.7 10.7 11.8 16.1 65～79 15.7 43.2 20.8 5.8 13.5 高温物質との接触など 80以上 18.8 42.0 25.1 3.7 9.4</p> <p>0 20 40 60 80 100%</p> <p>注) 総数は、0～4歳は73人、5～64歳は1,662人、65～79歳は4,517人、80歳以上は7,449人である。 厚生労働省「人口動態統計(2020年)」による</p>	
			<p>転倒・転落・墜落 溺死・溺水 その他 0～4歳 10.7 13.1 72.6 3.6 不慮の窒息 煙、火、火災 有害物質による中毒など 5～64 19.1 21.7 22.7 10.9 13.0 12.6 65～79 17.4 44.5 22.1 5.9 8.7 高温物質との接触など 80以上 19.3 42.3 26.3 4.0 7.0</p> <p>0 20 40 60 80 100%</p> <p>注) 総数は、0～4歳は84人、5～64歳は1,531人、65～79歳は4,153人、80歳以上は7,570人である。 厚生労働省「人口動態統計(2021年)」による</p>	

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
27	219	資料25	 <p>(レインフォレスト・アライアンス認証)</p>	
28	222	資料2	 <p>実収入 529,956</p> <p>世帯主収入 401,761</p> <p>配偶者収入 61,203</p> <p>その他 66,992</p> <p>非消費支出 97,964</p> <p>可処分所得 431,992</p> <p>実支出 360,323</p> <p>消費支出 262,359</p> <p>黒字 169,633</p> <p>直接税 社会保険料 其他</p> <p>(単位 円)</p> <p>注) 平均世帯人員2.57人、有業人員1.54人。 数値は年平均1か月あたりの金額(総世帯・勤労者世帯)。 総務省統計局「家計調査年報(2020年)」による</p>	 <p>実収入 522,572</p> <p>世帯主収入 409,088</p> <p>配偶者収入 60,651</p> <p>その他 52,833</p> <p>非消費支出 96,550</p> <p>可処分所得 426,022</p> <p>実支出 360,457</p> <p>消費支出 263,907</p> <p>黒字 162,115</p> <p>直接税 社会保険料 其他</p> <p>(単位 円)</p> <p>注) 平均世帯人員2.52人、有業人員1.52人。 数値は年平均1か月あたりの金額(総世帯・勤労者世帯)。 総務省統計局「家計調査年報(2021年)」による</p>
29	222	資料3	<p>教育・<u>こらく</u> 娯楽費など</p>	<p>教育・<u>こらく</u> 教養娯楽費など</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
30	223	資料 5	<p>1世帯あたりの消費支出 262,359円/月</p> <p>総務省統計局「家計調査年報(2020年)」による</p>	<p>1世帯あたりの消費支出 263,907円/月</p> <p>総務省統計局「家計調査年報(2021年)」による</p>
31	225	資料 9	<p>総務省統計局「家計調査年報」による</p>	<p>総務省統計局「家計調査年報」による</p>
36	225	資料 9	<p>注) 二人以上世帯・勤労者世帯(農林漁業世帯を除く)</p>	<p>注) 二人以上世帯・勤労者世帯</p> <p>(削除)</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	
	ページ	行			
32	48	9 か月 ころ 手の動 き	● <u>直交状</u> 把握	● <u>直交面</u> 把握	
33	49	6 歳こ ろ からだ の動き	● <u>飛び箱を飛べる</u>	● <u>とび箱をとべる</u>	

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
34	52	14~15 行	<p>子ども の事故で最も多いのは誤飲による窒息で、1歳までの乳児は、</p>	<p>子ども の事故では誤飲による窒息が多く、1歳までの乳児は、</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
35	76	側注③	<p>㊦地域包括支援センター 2006年4月に改正された介護保険制度に伴い、地域で介護、虐待など幅広い</p>	<p>㊦地域包括支援センター 2005年6月に改正（2006年4月施行）された介護保険制度に伴い、地域で介護、虐待など幅広い</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
37	207	資料 8	<p>ってできる場合とできない場合があるが、一定期間で要件を満たしていれば、<u>書面（はがきなど）</u>で通知するこ</p> <div data-bbox="385 306 1003 703" data-label="Complex-Block"> <p style="text-align: center;">通知方法</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <ul style="list-style-type: none"> ▶ クレジット契約の場合は、信販会社にも出す。 ▶ 証拠として両面コピーする。 ▶ 「特定記録郵便」または「簡易書留」で送付する。 ▶ 送付の記録や関係書類は、5年間保管する。 </div> <div style="width: 50%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">株式会社〇〇〇 代表者様</p> </div> <div style="width: 5%; text-align: center;">〇〇〇市〇〇〇</div> </div> </div> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">契約解除通知</p> <p>契約年月日 ●●年●月●日 商品名 ●●●●●●●● 契約金額 ●●●●●●●● 販売会社名 株式会社〇〇〇 右記日付の契約は解除します。支払い済みの 〇〇円を返金し、商品を引き取って下さい。 〇〇年〇月〇日 東京都千代田区△△△ 川△△</p> </div> </div> </div>	
			<p>てできる場合とできない場合があるが、一定期間で要件を満たしていれば、<u>書面（はがきなど）</u>やメールなど</p> <div data-bbox="869 912 1783 1343" data-label="Complex-Block"> <p style="text-align: center;">通知方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 申込書や契約書のクレンジング・オフに関する記載を確認して、メールアドレスや専用フォームがあれば、必要事項を入力して送る。 ▶ クレジット契約の場合は、信販会社にも出す。 ▶ はがきなどの書面も、記載事項はメールなどで出す場合と同じ。証拠として両面コピーを取り、特定記録郵便や簡易書留などで送る。 ▶ 通知した内容と日付がわかるデータや関係書類は、5年間保管する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">12:34</p> <p>宛先：送り先のメールアドレス 件名：クレンジング・オフ</p> <p>●●株式会社 御中 下記の通り、契約を解除します。</p> <p>契約年月日 ●●年●月●日 商品名 ●●●●●●●● 商品価格 ●●●●●●●●円 販売会社名 ●●株式会社 担当者名 ●●●●●● 上記契約を解除します。</p> <p>●●年●月●日 住所 ●●市●●町×-×-× 名前 ●●●●●●</p> </div> </div>	

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文												
	ページ	行														
38	207	資料 8	<p style="text-align: center;">取引の種類と期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取引の種類</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・訪問販売 ・電話勧誘販売 ・特定継続的役務提供 ・訪問購入</td> <td>8 日間</td> </tr> <tr> <td>・連鎖販売取引（マルチ商法） ・業務提供誘引販売取引 （内職・モニター商法）</td> <td>20 日間</td> </tr> </tbody> </table> <p>クーリング・オフ制度は、特定商取引法で定められた取引以外にも、割賦販売、宅地・建物取引、<u>生命保険の契約</u>で定められている。<u>期間は 8 日間。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>	取引の種類	期間	・訪問販売 ・電話勧誘販売 ・特定継続的役務提供 ・訪問購入	8 日間	・連鎖販売取引（マルチ商法） ・業務提供誘引販売取引 （内職・モニター商法）	20 日間	<p style="text-align: center;">取引の種類と期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取引の種類</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・訪問販売 ・電話勧誘販売 ・特定継続的役務提供 ・訪問購入</td> <td>8 日間</td> </tr> <tr> <td>・連鎖販売取引（マルチ商法） ・業務提供誘引販売取引 （内職・モニター商法）</td> <td>20 日間</td> </tr> </tbody> </table> <p>クーリング・オフ制度は、特定商取引法で定められた取引以外にも、割賦販売、宅地・建物取引、<u>生命保険などの契約</u>で定められている。</p>	取引の種類	期間	・訪問販売 ・電話勧誘販売 ・特定継続的役務提供 ・訪問購入	8 日間	・連鎖販売取引（マルチ商法） ・業務提供誘引販売取引 （内職・モニター商法）	20 日間
取引の種類	期間															
・訪問販売 ・電話勧誘販売 ・特定継続的役務提供 ・訪問購入	8 日間															
・連鎖販売取引（マルチ商法） ・業務提供誘引販売取引 （内職・モニター商法）	20 日間															
取引の種類	期間															
・訪問販売 ・電話勧誘販売 ・特定継続的役務提供 ・訪問購入	8 日間															
・連鎖販売取引（マルチ商法） ・業務提供誘引販売取引 （内職・モニター商法）	20 日間															

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
39	30	7 行目	(第732条), 再婚禁止期間 (第733条, 女性のみ前婚から100日間)	(第732条), 再婚禁止期間 (第733条, 女性のみ前婚から100日間) ^②
		9 行目	ない ^③ (第750条)。	ない ^③ (第 750 条)。
		13 行目	調停・審判離婚 ^④ , 裁判離婚 ^⑤ が	調停・審判離婚 ^④ , 裁判離婚 ^⑤ が
		16 行目	親権 ^⑥ 者	親権 ^⑥ 者
		側注	①, ②p.29参照。 (側注の追加)	①, ③p. 29 参照。 <u>②2022年12月の民法改正により廃止された (2024年夏までに施行)。</u>
			③調停・審判離婚 ④裁判離婚 ⑤親権	④調停・審判離婚 ⑤裁判離婚 ⑥親権
	31	5 行目	共同親権者となる ^⑥ 。	共同親権者となる ^⑥ 。
		12 行目	直系血族 ^② と	直系血族 ^② と
		15 行目	負わせることができる ^② 。	負わせることができる ^② 。

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
40	31	側注	<p>⑥親権者がいない場合は、法定代理人として後見人が置かれる。 ⑦直系血族 曾祖父母、祖父母、父母、子、孫、曾孫という連なりにある者同士の関係を直系血族という。 ⑧日本の民法の扶養義務の範囲はかなり広い。たとえば、アメリカ・イギリス・スウェーデンなどでは、原則として夫婦と親子に限定されている。</p> <p>(側注の追加)</p>	<p>⑦親権者がいない場合は、法定代理人として後見人が置かれる。 ⑧直系血族 曾祖父母、祖父母、父母、子、孫、曾孫という連なりにある者同士の関係を直系血族という。 ⑨日本の民法の扶養義務の範囲はかなり広い。たとえば、アメリカ・イギリス・スウェーデンなどでは、原則として夫婦と親子に限定されている。 ⑩2022年12月改正（2024年夏までに施行）。 「妻が婚姻中に懐胎した子は、当該婚姻における夫の子と推定する。女が婚姻前に懐胎した子であって、婚姻が成立した後に生まれたものも、同様とする。」</p>
41		Column	<p>親子と扶養に関する民法の条文</p> <p>親子 第772条 1. 妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する。 2. <u>婚姻の成立の日から200日を経過した後又は婚姻の解消もしくは取消しの日から300日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する。</u> 第779条 嫡出でない子は、その父又は母がこれを認知することができる。</p> <p>扶養 第877条 1. 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。 2. 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。</p> <p>(削除)</p>	<p>親子と扶養に関する民法の条文</p> <p>親子 第772条 1. 妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する。^⑩ 第779条 嫡出でない子は、その父又は母がこれを認知することができる。</p> <p>扶養 第877条 1. 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。 2. 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。</p>